

千葉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

○千葉県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年千葉県規則第四号）

改正後	改正前
<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第十六条 条例第九条第十項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 道路、広場、田、畠、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）<u>第三条第一項</u>の規定により一般旅客定期航路事業の<u>許可</u>を受けた者、同法<u>第二十一条第一項</u>の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法<u>第二十二条第一項</u>の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法<u>第二十三条第一項</u>の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>リ (略)</p> <p>十二・十三 (略)</p> <p>附 則（令和七年十二月九日規則第七十六号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、改正後の千葉県自然環境保全条例施行規則（以下「新規則」という。）第十六条第十一号チの規定を適用する。</p>	<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第十六条 条例第九条第十項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 道路、広場、田、畠、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）<u>第三条</u>の規定により一般旅客定期航路事業の<u>免許</u>を受けた者、同法<u>第二十条の規定</u>により不定期航路事業の届出をした者又は同法<u>第二十一条の規定</u>により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>リ (略)</p> <p>十二・十三 (略)</p>

3 改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、新規則第十六条第十一号チの規定を適用する。